

京都きつず保護者 様

京都府教育庁指導部保健体育課  
京都府競技力向上対策本部事務局

## 気象警報発表時の対応について

京都きつずの活動における気象警報発表時の対応を以下のとおりとします。

### 1 居住地域の警報発表

居住地域に気象警報が発表されている場合は、所属する小・中学校の措置と同様にしてください。

### 2 活動場所の警報発表

活動開始3時間前以降に、活動場所に特別警報（すべて）及び大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪の警報が発表された場合は、当該プログラムを中止とします。なお、発表後にその警報が解除された場合でも中止とします。

例) 18:00開始のプログラムの場合

1. 15:00時点で警報が発表された場合、活動は中止となります。仮に、16:00や17:00に解除になっても中止とします。
2. 15:00時点で発表されてなかったが、17:30時点で警報が発表されれば中止となります。

### 3 移動経路の警報発表

移動経路に気象警報が発表されている場合は、プログラム参加を見合わせる等、安全確保に努めてください。

### 4 台風接近が予想される場合

大型の台風接近等で安全にプログラムができないと事前に予想される場合は前日までに中止の連絡を入れる場合があります。

### 5 その他

その他の警報や注意報発表時についても、プログラム不参加や遅れて参加するなど安全に十分配慮してください。

特別警報発表後は直ちに命を守る行動をとるようお願いします。

平成29年11月17日改